

精神科訪問看護と介護保険 ～**PSW**の視点から～

精神保健福祉士 光岡美里

対象となる方

- 何らかの精神障害（てんかん、発達障害などを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
- 対象となるのは全ての精神障害

【例】

- 統合失調症
- うつ病、そううつ病などの気分障害
- てんかん
- 薬物依存症
- 高次脳機能障害
- 発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- そのほかの精神疾患（ストレス関連障害等）

手帳の等級

1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

受けられるサービス

- **全国一律に行われているサービス**
- **公共料金等の割引**
NHK受信料の減免
税金の控除・減免
- **所得税、住民税の控除**
相続税の控除
自動車税・自動車取得税の軽減（手帳I級の方）
その他
- **生活福祉資金の貸付**
手帳所持者を事業者が雇用した際の、障害者雇用率へのカウント
障害者職場適応訓練の実施

- **地域・事業者によって行われていることがあるサービス**
- **公共料金等の割引**
 - 鉄道、バス、タクシー等の運賃割引
 - 携帯電話料金の割引
 - 上下水道料金の割引
 - 心身障害者医療費助成
 - 公共施設の入場料等の割引
- **手当の支給など**
 - 福祉手当
 - 通所交通費の助成
 - 軽自動車税の減免
- **その他**
 - 公営住宅の優先入居

申請の方法

- 申請窓口：市区町村の担当課
- 申請書
- 診断書又は、精神障害による障害年金を受給している場合は、その証書等の写し

※精神障害の初診日から6か月以上経ってから

- 本人の写真

(宗教上又は医療上の理由により頭部を布などで覆うことは認められる場合があります)

※マイナンバーにより年金受給が確認できる場合には、2の書類の添付が不要となることがある。

手帳の有効期間

- 交付日から2年が経過する日の属する月の末日
- 2年ごとに、診断書または年金証書等の写しを添えて、更新の手続きを行う。
- 障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

精神科訪問看護指導料

- 入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に精神科訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）
- に対して、
- **当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は精神保健福祉士**を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、
- （中略）週3回（当該患者の退院後3月以内の期間において行われる場合にあつては、週5回）に限り算定する。
- ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であつて、医師が必要と認め指示した場合には、1月に1回に限り、当該急性増悪した日から7日以内の期間については、1日につき1回に限り算定することができる。

【事例】

- 精神科クリニックを受診されていたAさん
- 80代、女性
- アルツハイマー型認知症
- 在宅
- 夫、子と同居
- 主治医より訪問看護の提案を受け、利用開始となる。

ご静聴ありがとうございました

